平成 25 年度 事 業 計 画 書

社会福祉法人 名張市社会福祉協議会

はじめに

少子高齢化、人口減少、働き方の多様化、核家族化等が進行し、地域社会や家庭の機能が大きく変容していく中で、人々の生き方・暮らし方が多様化しています。さらに経済情勢や雇用環境の厳しさの長期化も相まって、孤立死や自殺、引きこもりなどの『社会的孤立問題』、『経済的困窮や低所得の問題』、虐待や悪質商法といった『権利擁護の問題』など、地域における生活問題は深刻化し、広がっています。このような中にあっても、だれもが住み慣れた地域で自分らしく安心した生活を送りたいと願っており、地域での支え合いやつながりがこれまで以上に重要になってきています。

こうした社会的背景に対して、地域住民の個々のニーズに応え、個々の生活を支え、 さらに地域の福祉課題の解決を図ることを目的に具体的な事業展開を図るという社 会福祉協議会としての本来機能の実践に立ち返り、深刻な生活課題や社会的孤立の予 防などの新たな地域福祉の課題に向き合い、だれもが排除されない、排除しないまち づくりに取り組むことが求められています。

平成 25 年度は、「" つながり"を実感できる暮らし創り」を基本目標とした第 2 次名張市地域福祉活動計画が 2 年目を迎え、見守りの安心ネットワークづくりやボランティアセンター機能の充実、生活困窮や就労支援、権利擁護といったセーフティネット事業を着実に推進していきます。更に、昭和保育園における家庭的保育事業(保育ママ)の検討や訪問看護事業の青山地区サテライト事務所の開設などによる福祉サービス提供体制の充実、また総合福祉センター及び老人福祉センターの指定管理最終年としての総括、人事考課制度の本格的実施、社会福祉法人新会計基準への移行準備や、改正した社協会員制度の推進など、組織経営体制の基盤整備をも含め、事業活動全体が節目となる年度であります。

これらの取り組みを安定的・継続的に提供できるよう、第2次名張市地域福祉活動計画等との整合性を図りながら、本年度内に第2次発展・強化計画を策定し、役職員が一丸となって『誰もが安心して住み続けられる福祉のまち名張』の実現に努めます。

目 次

	ページ
1 . 基本理念	1
2.重点目標	1
3 . 部門別事業計画	2 ~ 2 2
3 - 1 地域福祉課部門	2 ~ 5
3 - 2 生活支援課部門	6 ~ 8
3 - 3 介護支援課部門	9 ~ 1 7
3 - 4 昭和保育園部門	18~19
3 - 5 総務課部門	20~22

1.基本理念(組織理念)

誰もが 住み慣れたまちで 安心して 自分らしく 暮らせる 福祉のまちづくり

この基本理念は、名張市社会福祉協議会の組織理念であり、法人が続く限り常に活き続ける考え方です。それは利用者の信頼を得るためのもっとも基本となる考え方として、「社協発展強化計画」「地域福祉活動計画」「単年度事業計画」を含め、組織として一貫して目指すものです。

この言葉には以下のような意味を含めています。

だれもが	暮らすすべての人が(でも一人ひとりを大切に)
すみなれたまちで	生まれ育った人はもちろんのこと、移り住んだり、呼び寄せら れた人にとっても
あんしんして	身近な人などだれかとの " つながり " を感じながら (たとえ介護などの援助が必要となっても)
じぶんらしく	だれかに認められ、自分の意思が尊重され
くらせる	役割や生きがいを持って生活を営む

2. 重点目標

地域の"つながり"が広がり、"あんしん"して暮らすための福祉力を高めます。 小地域ネットワーク事業とボランティアセンター事業の推進 社協セーフティネット事業の総合化「なばり暮らしあんしんセンター」の展開

子育て支援から介護支援まで、暮らしにあわせた福祉サービスを提供します。 昭和保育園事業の推進

介護予防・介護保険サービス(居宅介護支援、訪問看護、通所介護)の実施

住民参加に基づく組織体制及び安定した組織経営体制を確立します。

第2次発展・強化計画の策定

社協会員・会費制度の運用と新選出規程の施行準備

人事考課制度の着実な実施

社会福祉法人新会計基準への移行準備

3. 部門別事業計画

3-1.地域福祉課部門

(1)基本方針

地域福祉課では、第2次地域福祉活動計画に基づき、"つながり"を実感できる暮らしづくりを目標に地域福祉を推進します。

平成 25 年度は、前年度の事業実施状況や成果、課題等をふまえ、住民の参加・参画の拡大をはかる地域福祉事業に取り組みます。なかでも、救急医療情報キットによる安心ネットワークの構築に向けた協働機関等とのネットワーク強化や、地域での暮らしを支える人材育成を積極的に行います。

(2)重点目標

- 1. 小地域ネットワーク事業を推進します。
- 2.ボランティアセンター事業を推進します。
- 3. 広報啓発、地域福祉教育推進事業をすすめます。
- 4. 当事者等支援事業をすすめます。
- 5.共同募金運動をすすめます。
- 6.地域福祉活動計画の推進に努めます。

(3)取組み内容

1. 小地域ネットワーク事業

【地域福祉増進事業】

地域づくり組織を単位とした小地域における福祉活動の充実をはかり、安心ネットワークの構築に取り組みます。

推進項目	取組み内容
1. 地域担当職員(コミュ	各地域における福祉活動への参画と支援
ニティソーシャルワーカ	モデル地域における安心ネットワークの構築検討
一)の配置	・地域アセスメントと地域別基礎データの整備
	・地域の中で生活課題を解決するためのさまざまな関係者に
	よるネットワーク会議(地域福祉円卓会議)の開催検討
	・各地域との共同企画による見守り支援サポーター等人材育
	成検討・研修実施
2. 地域福祉活動連絡会議	名張市との共催による、地域づくり組織・民生委員児童委員
の開催	協議会連合会との連絡会議の開催(2回)
	研修会として、第 7 回全国校区・小地域福祉活動サミット in
	みえへ参加(11月28日(木)三重県総合文化センター)

3. 地域支えあい活動支援	地域支えあい活動連絡会(3回) 研修会の開催
	名張市との連携による活動立上げ支援
	地域支えあい活動実践マニュアル(活動Q&A)の作成
4.救急医療情報キットに	更新確認をきっかけにした見守りのしくみづくり
よる安心ネットワーク事	協働機関との安心ネットワーク事業連絡会議の開催
業の推進	

2.ボランティアセンター事業

【地域福祉増進事業】

住民参画によるボランティアセンター運営を展開し、ボランティア等活動への参加住民 の育成と活動支援に取り組みます。

の自成と石劃又張に取り記	
推進項目	取組み内容
1.相談・活動支援	ボランティアコーディネーターによる相談・活動支援
	障害者のボランティア活動等社会参加支援
	個別の生活支援コーディネート
	災害ボランティア支援センター
2. ボランティア等人材育	人材育成事業の体系化
成	・地域見守りサポーター(仮称)養成検討
	・生活支援課との共同による生活支援員等の養成研修実施
	・出前講座、リーダー研修会等の実施
3. ボランティアセンター	ボランティアセンター運営委員会の設置
運営委員会の設置	・準備会並びに運営委員会(2回)の開催
4.「課題」や「情報」、「知	ボランティアアドバイザー連絡会の開催(6回)
恵」を共有できるネット	配食ボランティアグループ連絡会(2回) 研修会の開催
ワークの構築	ふれあい・いきいきサロン交流会の開催
	福祉協力校連絡会の開催 (2回)
	各施設のボランティア担当職員交流会の開催

3. 広報啓発、地域福祉教育推進事業

【地域福祉増進事業】

地域福祉活動の広報啓発並びに、子どもたちの福祉活動参加機会の提供に取り組みます。

推進項目	取組み内容
1.地域福祉活動を多くの	地域福祉活動情報紙「なばりんく」の発行(6回) 中学校へ
住民に広く知ってもらう	の学級掲示
ための広報啓発活動	子ども版「なばりんく」発行(2回) 小学校への学級掲示
	社協だより「ほほえみ」、ホームページ、活動紹介掲示板「地
	域の窓」による地域福祉活動紹介の充実

2 . 子どもたちがボランテ	小・中学生を対象に、参加者募集や活動の様子を掲載した「ふ
ィア活動に気軽に参加で	れあいだより」の発行(3回) 小・中学校への学級掲示
きるきっかけづくり	赤い羽根共同募金について、学校(児童・生徒)を対象に啓
	発メニューの開発・提供
3.理解と協力の輪を広げ	小・中学校の総合学習の時間や企業等で取り組まれる、福祉
るための福祉教育の実施	教育への支援、学習メニューの検討
4.子どもたちのボランテ	子どもたちのボランティア活動(ふれあい隊)機会の充実
ィア活動への参加機会の	福祉施設利用者と子どもたちとの交流する機会として「ふれ
拡充	あい活動」の実施
	・入所等施設での交流機会の拡充、親子参加企画の実施

4. 当事者等支援事業

【地域福祉増進事業・共同募金配分事業】

子育て中の親子、障害者、家族介護者等を対象に、交流の機会を通じて社会参加や活動 支援に取り組みます。

推進項目	取組み内容
1.音楽を通じて交流でき	高齢者や障害者、子育て中の親子等住民を対象に「みんなで
る場の提供	いっしょに唄いませんか」の開催(12 回)
2. おもちゃ図書館事業を	障害のある子どもとその親の利用促進に向け、昭和保育園や
通じた交流機会の提供	関係団体・機関等への啓発充実
	障害のある子どもを対象としたサロン事業「トイボックス」 の開催
	子育て支援ボランティアとの連携による交流の機会の提供
	・土曜日「おもちゃばこ」の定期開館(5回)
	・ボランティアによる定期行事(6回)
	昭和保育園と連携し、働きながら子育てをしている親子の参
	加を促す事業の企画・実施
	子育てサロン等での移動おもちゃ図書館の充実
3. 当事者家族の人が気軽	「楓の会」との共催による介護者サロン「さくら喫茶」の開
に集える居場所づくり	催(12回)
	さくら喫茶に来られない方等を対象とした訪問型「さくら喫
	茶」の実施検討
	介護者同士の交流、リフレッシュの機会として「在宅介護者
	のつどい」の開催(3回)
4.家族会等の活動支援	家族介護者の会「楓の会」事務局運営支援
	精神障害者家族会「なばるの会」との連携
	障害者スポーツ大会実行委員会事務局運営支援
	・大会開催日 6月2日(日) 実行委員会(4回)

5 . 共同募金運動

【地域福祉増進事業・共同募金配分事業】

共同募金委員会の運営を通じた住民参画を広め、共同募金運動を展開します。また、募金と活動をつなげる助成事業をすすめます。

推進項目	取組み内容
1. 名張市共同募金委員会	運営委員会の開催(4回)
の運営	審査委員会の開催(3回)
2. 共同募金運動の展開	共同募金委員会としての運動展開
	・地域づくり組織とともに、戸別募金への協力と活用周知
	・法人募金、職域募金、学校募金の協力拡大
	・ボランティア団体等と取り組む募金運動と啓発の実施
3.助成事業を通じた活動	地域福祉活動助成事業
支援	歳末たすけあい運動配分事業

6. 地域福祉活動計画の推進

【地域福祉増進事業】

地域福祉活動計画の推進並びに、第3次計画策定に向け名張市との協議をすすめます。

推進項目	取組み内容	
1.地域福祉活動計画の推	地域福祉活動計画推進委員会の開催	
進	第 3 次名張市地域福祉計画との一体的な策定に向けた、名引	Ę
	市との協議・検討	

3 - 2 . 生活支援課部門

(1)基本方針

生活支援課では、第2次地域福祉活動計画に掲げた「なばり暮らしあんしんセンター」の確立にむけ、総合的な個別相談・支援体制の整備をすすめます。

特に平成 25 年度は、「なばり暮らしあんしんセンター」に専用回線(ホットライン)を設置し、福祉分野のカテゴリーにとらわれず、制度横断的な支援を必要とする住民の相談に対応できるように努めます。

また、本年度は生活困窮者への生活支援にも力を入れ、切れ目のない伴走型支援「自立生活サポート事業」を拡充するとともに、平成 24 年 10 月から開始した「社会的居場所づくり事業」における支援内容を、就労促進のための、就労準備支援と中間的就労に整理し充実させることとします。

(2) 重点目標

- 1.「なばり暮らしあんしんセンター」による個別相談・支援体制の整備をすすめます。
- 2.福祉資金貸付事業を推進します。
- 3. 権利擁護に関する総合支援を推進します。
- 4.生活困窮者の自立に向けた就労支援体制の構築と、伴走型支援に取り組みます。

(3)取組み内容

1.「なばり暮らしあんしんセンター」による個別相談・支援体制の整備 【福祉サービス利用援助事業・福祉資金貸付事業】

様々な生活困難を抱える住民が、気軽に、身近な社協(名張市総合福祉センター)で個別相談できる体制を整備します。

推進項目	取組み内容
1.事業啓発活動	専用回線「あんしんホット・ライン」の設置
	各まちづくり組織、地区民協等への事業説明
	市内福祉事業所等への訪問紹介、合同勉強会等の開催
	社協だより「ほほえみ」、ホームページ等を活用した事業紹介
2.職員の確保、資質向上	相談支援専門職の確保
	インテークワーク技術の向上にむけた研修の実施
3.関係機関との連携体制	各種連絡会等に参加して情報収集やネットワークの形成を図
ひ. は原成はこの圧が仲間	り、支援困難事例等の課題解決ができるように努める

2. 福祉資金貸付事業の推進

【福祉資金貸付事業】

他金融機関等からの借り入れが困難な低所得者世帯等を対象に、世帯の経済的自立を目的として、民生委員と連携を取りながら、福祉資金等の貸付事業を行います。

推進項目	取組み内容
1.総合支援資金	住宅手当等とあわせて、第2のセーフティネットの一環として、
	離職者(減収者含む)に対して生活支援を行う
2. 福祉資金貸付	療養費、介護等費、福祉費、福祉用具購入費、障害者自動車購
	入費、災害援護資金、生業費、技能習得費、緊急小口資金の 10
	の資金について、貸付を行うとともに、利用している方への償
	還事務を行う
3. 教育支援資金	高等学校、大学又は高等専門学校に修学するために必要な経
	費、入学に際し必要な経費の貸付を行う
4.不動産担保型生活資金	現在居住している自己所有の不動産に、将来にわたって住む続
	けることを希望する高齢者世帯、要保護高齢者世帯に対して、
	その不動産を担保として生活資金の貸付を行う
5. 地域福祉金庫貸付	生活困窮者が社会生活を営むなかで、不時の出費を必要とする
	場合に、社会の一員として円滑な社会生活を送れるように3万
	円を上限に貸付を行う

3.権利擁護に関する総合支援の推進

【福祉サービス利用援助事業・成年後見事業】

判断能力の低下により日々の生活に何らかの不安を抱えている住民(高齢者・障害者等)が、適切な福祉サービス等を利用しながら安心して生活できるよう、福祉サービスの利用にかかる地域福祉権利擁護事業、法人後見の受任、消費者被害にかかる防止啓発等を行います。また、第2次地域福祉活動計画に基づき法人後見支援員の養成、法人後見にかかる業務管理体制の整備に努めます。

推進項目	取組み内容
1. 地域福祉権利擁護事業	高齢者や障害者等で判断能力に不安があり、自己選択や自
	己決定の難しい住民が安心して生活できるよう、地域福祉権
	利擁護事業を実施する
	・福祉サービスの利用援助サービス
	・日常的な金銭管理サービス
	・書類等の預かりサービス
2.法人後見等の受任	親族等、他に適切な後見人等がいない住民に対して、本会
	が法人として後見等を受任する
	・法人後見等の受任

3. 法人後見受任委員会	法律関係者や学識経験者、地域の関係機関等により構成され
	た法人後見受任委員会を設置し、本会が後見人等候補者とな
	ることの承認審査をはじめ、援助困難ケース等について専門
	的、中立的な立場で指導、助言を行う

4.生活困窮者の自立に向けた就労支援体制の構築と伴走型支援への取り組み【福祉サービス利用援助事業】

生活困窮者からの相談を受け、支援計画を作成し、自立にむけた伴走型支援をすすめます。 また、その方の状態に応じた居場所や就労支援等の体制を構築し、生活習慣の確立、社会参加能力等の形成、支援付きの就労である「中間的就労」に取り組みます。

推進項目	取組み内容
1. 自立生活サポート事業	生活困窮者からの相談を受け、アセスメントを通じて支援
	計画の策定を行い、自立に向けた伴走型支援を行う
	生活保護受給者については、名張市福祉事務所やハローワ
	ークとも連携し、包括的な支援に取り組む
	一般就労できた者への定着支援
2. 社会的居場所づくり事	就労準備支援事業
業	一般就労に向けての生活習慣の確立、社会参加能力等の基
	礎能力の形成等の支援を行う
	・ティーサロン体験ボランティア
	・農業体験ボランティア
	・パソコン教室
	・福祉体験ボランティア(福祉施設清掃)
	・公園清掃
	・中間的就労の推進
	一般就労に就くことが困難な者に対して、支援付の就労で
	ある「中間的就労」の場を育成支援する
	地元企業やまちづくり組織等様々な団体に対して社会体験
	や就労体験の場面を依頼し、機会確保に取り組む
	・名張市無料職業紹介所との連携した職場体験の斡旋
	・期間を限定した軽作業就労の体験(無償・有償)

3-3.介護支援課部門

(1)基本方針

介護支援課は、介護予防から介護や療養を必要としている方へ、「高齢者の生きがいと健康 づくり推進事業(老人福祉センター事業及び介護予防事業)」「居宅介護支援事業」「通所介護 事業」「訪問看護事業」の4事業を、看護師、保健師、介護支援専門員(ケアマネジャー)、 介護福祉士、社会福祉士等の専門職員により、「可能な限り在宅での生活が可能となる」ため のサービスを提供している部門です。

介護支援課の基本方針

「支援を必要としている人から必要とされていること」が介護支援課事業の存在理由です。支援を求めている人が、「地域の中で暮らすために必要としていること、気持ち、願いに沿って、高品質のサービスを提供すること」を徹底して追求します。

この基本方針は以下の各事業の「支援方針」を一つにまとめたものです。

居宅介護支援事業	「介護が必要な状態であってもご本人・家族が在宅で安心して暮らせる。」を実現するために、一人ひとりに丁寧に関わり、可能な限り在宅での生活が続けられるように支援します。
訪問看護事業	安心して在宅で療養生活を希望する人に最後まで在宅生活を送れるように支援します。
通所介護事業	「自分の家族も利用させたい施設」を目標に、ご本人や家族が安心して住み慣れた地域で住み続けられるよう支援します。
高齢者の生きがいと 健康づくり推進事業	生きがいと健康づくり、介護予防に取り組み、自分らしくいつ までも住み慣れたまちで暮らしていけるように支援します。

(2)重点目標

介護支援課では、介護支援課基本方針の実現のため、以下の 4 つの重点目標を掲げています。

1. 業務の標準化 サービスの質の向上と業務の標準化を図り、期待されるサービスを追求します。

2. 経営基盤の整備

良質なサービスを、継続的・安定的に提供していくため、課としての指揮・統治、 経営管理体制の基盤を整備します。

3. やりがいを実感できる組織風土醸成と人材育成 目標の共有化のもと、広く専門的な知識、高い技術に加えて、豊かな人間性を持っ た人材の育成により組織の活性化と発展を実現し、喜びを実感できる組織風土を造ります。 4. 社協事業との連携による地域生活支援

制度サービスとしての地域密着型ではなく、地域福祉を推進する団体である社協の本来機能(地域福祉課や生活支援課の事業活動等)と連携・協働することで、地域福祉型の地域生活支援に貢献します。

(3)事業別取り組み内容

良質なサービスの提供が組織の使命であることを第一に、利用者本位の運営のもと、利用者一人ひとりのニーズに合った画一的でないサービスの提供を目指すことを掲げています。 在宅介護・療養生活における 365 日 24 時間の絶え間ないサービスの提供により自宅での生活を支援します。

1.居宅介護支援事業

【居宅介護支援事業】

介護を必要とする方の心身の状況、意向を踏まえ、居宅サービス計画 (ケアプラン)を作成し、各サービスが適切に提供されるよう関係機関との連絡調整などを行います。介護支援専門員 (ケアマネジャー)は専門の相談員として、介護保険に関する全体的な相談のほか、介護に関するさまざまな相談にもお応えします。

サービス内容	【特徴】
	主任介護支援専門員を配置し、24 時間の連絡体制を整備している特
	定事業所として、質の高いケアマネジメント支援を行います。
	【内容】
	・介護に関する相談、情報提供
	・居宅サービス計画(ケアプラン)の作成
	・サービス担当者会議の開催
	・モニタリング(利用者・家族の要望などの確認、サービス提供状況
	の確認)
	・介護サービスを提供する居宅サービス事業者及び介護福祉施設と
	の連絡調整
	・市、保険医療福祉サービス機関との連絡調整
	・要介護認定の申請代行
	・居宅サービス利用時の苦情や疑問の受付対応 など
事業目標	・一人の介護支援専門員当たりの平均担当件数
	35 件以上(管理者除く)(介護給付33件+予防給付換算2件)
	・事業所全体目標
	(介護給付 155/月 + 予防給付 11 月) × 12
	介護給付 1,860/年 + 予防給付 132 = 1,992 件以上

重点項目	・業務の可視化と標準化
	(利用者情報及びサービス提供内容の検討会の実施等)
	・適正な利用者数の確保
	・地域包括支援センターとの連携
	(地域ケア会議への参画、支援困難事例の受入等)
	・主治医及び在宅医療支援センターとの連携

2. 訪問看護事業

【訪問看護事業】

訪問看護ステーションから、病気や障害を持った人が住み慣れた地域やご家庭で、その人らしく療養生活を送れるように、看護師が生活の場へ訪問し、病状や療養生活を看護の専門家の目で見守り、適切な判断に基づいたケアとアドバイスで、24 時間 365 日対応し、在宅での療養生活が送れるように支援します。

/原食土心が込11る	ように文抜しより。		
サービス内容	【特徴】		
	・介護保険、医療保険のいずれでもサービスを受けることができる		
	ので、乳児から高齢者まで年齢に関係なく利用できます。		
	・サービス提供エリアは名賀医師会協力訪問看護ステーションとし		
	て、名張市及び旧青山町です。		
	【内容】		
	・療養上のお世話(身体の清拭、入浴介助、食事や排せつなどの介助や指導)		
	・医師の指示による医療処置(点滴、褥瘡の処置等)		
	・病状の観察		
	・医療機器の管理(在宅酸素、人工呼吸器などの管理)		
	・ターミナルケア(がん末期や終末期などでも、自宅で過ごせるよ		
	う適切なお手伝い)		
	・在宅でのリハビリテーション		
	・認知症ケア		
	・介護予防		
	・家族等への介護支援・相談		
事業目標	・年間延目標訪問件数:3,237 件以上		
	・一日当たりの平均訪問件数目標		
	4~7月 12件/日		
	8~10月 13件/日		
	11~1月 14件/日		
	2~3月 15件/日		

重点項目	・幅広い顧客の確保
	(関係機関(名賀医師会、在宅医療支援センター、名張市立病院
	地域医療連携室等)との連携、難病者の受入体制の整備等)
	・利用者ニーズへの対応充実
	(効率的な訪問体制の整備(青山地区サテライト事務所開設))
	・専門性の向上
	(外部研修の計画的参加、症例検討会等の定期開催等)

3. 通所介護事業

【老人デイサービス事業】

要支援又は要介護の方を対象に、ご自宅から通いながら、入浴・食事・各種介護・機能訓練・レクリエーションなどを受けていただけます。また生活上の相談・助言、健康状態確認等ご利用者とご家族の方の精神的な負担・身体的な負担を軽減し、日々その人らしく過ごすことができるよう支援します。

サービス内容	【特徴】
	サービス提供強化加算の要件を満たす事業所として、直接処遇職員
	の配置について、3割以上が3年以上の中堅職員によりサービスを提
	供しています。
	【内容】
	・送迎(介護員の添乗による安全確保)
	・健康管理(バイタルチェック、心身状態観察、急変時の対応)
	・入浴(一般浴及び特殊浴槽(車椅子入浴)での介助入浴)
	・食事(状態に合わせた食事の提供)
	・プログラム、趣味活動(アクティビティ、機能訓練の実施)
	・排泄(リズムの把握と誘導)
事業目標	一日当たりの平均利用数
	24 人以上(年間延利用者数 7,392 人以上)
重点項目	・安定した事業経営
	(居宅介護支援事業所及び関係機関との連携、事務事業の効率化)
	・施設運営体制
	(リスクマネジメント、危機管理体制の整備)
	・地域拠点機能の強化
	(保育園との交流、ボランティア・福祉体験等の受入)
	・専門性の向上
	(事業所内事例検討会、外部研修への参画)

4. 高齢者の生きがいと健康づくり事業

【高齢者の生きがいと健康づくり推進事業】

老人福祉センター「ふれあい」では、「老人福祉センター運営管理事業(指定管理及び生きがい活動支援通所事業)」と「介護予防通所事業(一次予防事業及び二次予防事業)」を実施しています。各種講座・教室やレクリエーションの提供、施設設備(浴室やカラオケルーム、トレーニングマシン等)の利用により、高齢者の交流や健康づくり、さらには介護予防をすすめることで、自分らしく生き生きとした生活を送れるよう支援します。

事業内容

【特徴】

地域包括支援センターや市役所高齢障害支援室と連携しながら、老 人福祉センターで実施する各種事業を推進しています。

【内容】

老人福祉センター運営管理事業

- ・生活相談の実施
- ・見守り支援の実施
- ・各種発表会(カラオケ大会、コンサート、芸能発表会等)の実施
- ・自主サークル活動の支援
- ・施設設備(浴室、カラオケルーム)の安全利用
- ・福祉バスの運行管理
- ・健康マージャン教室

介護予防通所事業

(一次予防:65歳以上の高齢者を対象)

- ・健康相談の実施
- ・マシン・トレーニング教室の実施
- ・ヘルスアップ教室の実施
- ・健康チェックデーの開催
- ・スクエアステップ教室

(二次予防:現在は要介護認定は受けていないが、今後、要介護状態になる可能性が高いと判断される高齢者を対象)

- ・足腰ばりばり教室の実施(運動器具やトレーニングマシンを用いて、筋力・柔軟性・バランス・生活機能の身体機能の向上)
- ・栄養ばりばり教室の実施(低栄養などの栄養状態改善のための栄 養指導)
- ・健口ばりばり教室の実施(口腔の清潔や摂食機能向上のための指導)
- ・脳の健康教室(調整中)

事業目標	老人福祉センター	-年間延利用者数	20,550人
	生きがい通所	カラオケ大会	300 人
		芸能発表会	50 人
		感謝コンサート	100 人
		サークル活動	85 人
	一次予防	マシントレーニング教室	1,680人
		ヘルスアップ教室	60 人
		健康マージャン教室	120 人
		スクエアステップ教室	400 人
	二次予防	足腰ばりばり教室	1,280人
		栄養ばりばり教室	120 人
		健口ばりばり教室	240 人
		脳の健康教室	調整中
重点項目	・生活相談及び見	守り支援機能の強化	
	(地域包括支援セ	ンター(まちの保健室含む) 🥻	高齢障害支援室との
	連携による在宅	生活支援)	
	・関係機関との連	携体制の強化	
	・介護予防拠点の	強化	
	(元気高齢者か	ら 2 次予防までの段階メニュ・	ーの充実、介護予防
	サポーター (運動ボランティア、学習サポー	- ター) の養成等)
	・老人福祉センタ	ーの認知度向上	
	・専門性の向上		

(4)介護支援課共通の取り組み内容

1.業務の標準化

提供する「サービス」の品質を維持、向上させる体制や仕組みを、組織内に構築することが求められます。福祉サービスは、人が人に対して行う「行為」のサービスがあるが故に、「目に見えない」「一度提供されると元に戻れない」等の特徴があります。このため、特に、サービス提供におけるプロセスに着目し、サービスの品質管理(業務標準の徹底)安全管理、危機管理のためのシステムの構築が重要となります。また、利用者からの要望・苦情等を、速やかにサービス提供にフィードバックできるような仕組みづくりも必要となります。

推進項目	取組み内容
1.業務の標準化に向けた取	サービス向上検討委員会の開催
り組み	
2. 適正管理・安全管理に向	法令遵守への適正対応体制の整備(業務管理体制)
けた取り組み	苦情・事故への適正対応体制の整備
	個人情報保護に対する適正対応体制の整備

	文書管理に対する適正対応体制の整備
	安全衛生に対する適正対応体制の整備
3. 危機管理体制の整備に向	非常災害時の事業継続体制の検討・整備
けた取り組み	(法人BCPとの整合性)
	非常災害発生時の職員体制のあり方検討
	(就業規程第 17 条の実効体制の検討)
	総合福祉センター防災訓練(消火訓練及び避難訓練)へ
	の参画
	老人福祉センター及びデイサービスセンター机上訓練研
	修の企画・実施
4.サービス評価への取り組	運営基準に基づく自己評価の実施
み	利用者アンケートの実施・分析・報告

2.経営基盤の整備に向けた取り組み

各サービスが、信頼性の高いサービスを提供しながら、効率的で健全な自立経営を継続していくために、介護支援課事業運営管理会議を中心とした統治体制を強化します。

事業所の管理者は、社会福祉事業の経営者としての視点で、創意工夫、他事業所の改善例の導入などにより、常にサービスの向上、業務の効率化等を図りながら、利用者本位のサービスを提供していきます。

推進項目	取組み内容
1.経営管理体制の基盤整備	介護支援課経営管理体系の明確化
に向けた取り組み	・事業運営管理会議の開催
	・サービス向上検討委員会の開催
	・事業ごとの運営会議の開催
	課内ネットワーク及び介護保険給付ソフト情報の活用
	(情報の共有化)
	月次報告様式の見直し(業績管理・サービス管理・職員
	管理の報告内容の統一)
	四半期決算報告会の実施 (経営状況の共有化)
	中期経営計画の策定(第2次発展強化計画の策定参画)
2.住民への認知度を向上	広報作業部会への参画と年間計画の作成
させるための取り組み	社協だより「ほほえみ」、ホームページの活用
	事業パンフレット、チラシ等の作成
3. 施設・設備の整備、充実	施設設備の老朽化に伴う修繕計画等の作成
に向けた取り組み	訪問看護サービスの効率的な実施に向けたサテライト拠
	点の開設

3. やりがいを実感できる組織風土醸成と人材育成への取り組み

社協の在宅福祉サービスが利用者から選ばれる事業者となるためには、利用者一人ひとりに合った質の高いサービスを提供することが必要です。そのためには「福祉は人」と言われるとおり、職員一人ひとりがその使命を理解し、自ら学ぶ姿勢を持ち続け、それを支える組織をつくることが重要です。社協の人事考課制度は、目標管理、業務管理のシステムを取り入れ長期的な視野に立った福祉サービスの担い手としての人材育成の立場を明確にしています。事業ごとの研修体系を確立し、社協としての目標と個々の職員の目標を共有し、意欲を持って働ける職場を作ることを目標としています。

推進項目	取組み内容
1. やりがいのある組織風土	人事考課制度・目標管理制度の適正実施
づくりのための取り組み	八事气味削皮・日际自垤削皮の過止失ル
2. 資質向上、人材育成のため	資格取得等に係る支援のあり方見直し
の取り組み	介護支援課全体研修会の開催
	復命研修会の実施(外部研修内容の共有化)
	法人内研修(階層別研修及び課題別研修等)への参画

4.地域生活支援への取り組み

今回の介護保険制度の大きな柱であり、今後の主軸となる「地域包括ケア」を念頭に置きながら、社協という住民に密着した団体であり、住民のインフォーマルな福祉サービス(法律等により、行政の事業として定型化されていない事業)と介護サービスまでの一連のサービスが地域住民の協力のもと、住む慣れた地域で可能な限り暮らし続けられるよう支援できることが他者にはない優位な点です。

第 2 次の地域福祉活動計画において、個別支援ボランティアの育成や家族介護者支援が推進されようとしており、総合的な支援ネットワークにより、一つの機関や制度では対応しにくいニーズへの対応を法人として取り組めるようにしていくことが必要であり、社協が在宅福祉サービスを提供する意義ともいえます。

推進項目	取組み内容
1.生活支援ニーズを把握す	生活支援ニーズ企画・検討・実施
るための取り組み	(地域福祉課・生活支援課との調整)
2. 法人内におけるチームケ	生活支援課との共同ケース検討会の実施
アによる取り組み	主治文接跡との共向ケース検討去の美胞
3.介護者支援の取り組み	家族介護者支援活動への協力
4.施設の社会化に向けた取	ボランティアセンター事業との連携
り組み	「社会的居場所づくり事業」への協力
	福祉教育事業への協力
	保育園等との交流事業の実施
	福祉人材養成への協力

かした取り組み

5.社協としての総合力を活│ニーズ調査等を踏まえ、地域福祉課・生活支援課ととも に、名張市における地域福祉ニーズを共有し、社協の総 合力で取り組むべき独自サービスの企画検討

3 - 4 . 昭和保育園部門

(1)基本方針

昭和保育園は、市の「保育所民営化」により平成22年4月1日から名張市社会福祉協議会の運営となりました。保護者の就労等により保育を必要とする児童(生後6ヶ月から就学前まで)を保育しています。定員は150名で、市内全域の子ども達が通園しています。近年は、低年齢児保育や延長保育(保育時間7:15~19:15)の希望が増えており、また一時預かり事業の利用も増加しているため、こうしたニーズにも柔軟に対応します。

保育目標を「よく寝て、よく食べ、よく遊ぶ子ども」と定め、一人ひとりの子どもの気持ちを受け入れ、子どもが意欲的に関われる環境の中で同年齢や異年齢の友だちとの遊びを通して体力・意欲を育て、友だちと感じあえるように保育の質の向上に取り組みます。

また、在園している子どもや家庭の支援だけに留まらず、保育の専門性を活かし、地域の 子育て支援の拠点として相談・援助機能を充実させていきます。

(2)重点目標

- 1.運営体制の強化に努めます。
- 2.特別保育事業の強化に努めます。
- 3.地域の子育て支援(マイ保育ステーション)の充実に努めます。
- 4.家庭的保育事業の開始について検討をします。

(3)取組み内容

1. 運営体制の強化

保育園入園児童の健やかな成長と保護者の就労や自己実現の保障と地域の子育て支援を目標として、施設環境整理や老朽箇所の計画的な修繕と、より良い環境の下で入園児の健康で安全な保育園生活を保障できるよう取り組みます。また、その為に職員の資質向上の推進に努力します。

【昭和保育園事業】

推進項目	取組み内容
1.施設環境整備の推進	環境整備予定
	(大型遊具・トイレ前ドア)老朽化箇所修繕(テラス張替)
2.健康管理の推進	内科・歯科医師による健康診断と、尿ぎょう虫検査・5 歳児健
	診・視力検査(4、5 歳児)・歯みがき指導を実施
	保護者への結果報告
	看護師による保健指導
	身体計測(乳児は月1回・幼児は隔月に1回)
3. 防災計画実施と交通安	避難訓練と消火訓練を月1回実施
全指導の推進	消防署員・警察署員・交通安全協会職員による指導

4. 保護者との連携	保護者の話を聞き、思いに寄り添った子育ての助言や指導を
(個人懇談・クラス懇談)	行う
5.地域との交流	保育園周辺地域との行事(名張川鮎稚魚放流・丸之内地区夏
	秋祭参加・地区浚渫)に参加
6. ふれあい活動・高齢者	小・中・高校生とのふれあい活動
との交流	ふれあいデイサービス利用者(月2回)・セントケア利用者と
	交流
7. 職員の資質向上の推進	子どもの年齢や個人差などを考慮し、一人ひとりの発達に適し
	た保育ができる職員の育成
	研究発表(園庭環境)にむかって研修の取り組みを続行する

2.特別保育事業の強化

保護者の就労等による低年齢児の保育や保育時間の延長、また一時預かりの希望増加に伴い、各事業の推進に取り組みます。

【昭和保育園事業】

推進項目	取組み内容
1. 低年齢保育事業の推進	0歳・1歳・2歳児の低年齢児を積極的に受け入れた保育の実
	施
2. 延長保育事業の推進	保護者の就労などの事情に応じた保育時間の延長
3. 障がい児保育事業の	通園及び集団保育の可能な心身に障がいのある子どもの受け
推進	入れ保育の実施
4. 一時預かり事業の推進	未就園児を持つ親が、一時的に保育を必要とする場合に利用
	できる預かり保育の実施

3.地域の子育て支援(マイ保育ステーション)の充実

地域の子育て支援の拠点となる、平成 24 年 5 月 9 日に開設したマイ保育ステーションを充実します。

【昭和保育園事業】

推進項目	取組み内容
1.マイ保育ステーション	育児体験や育児相談、一時預かりサービス利用を通して妊娠
の充実	期から途切れのない地域の子育て支援の拠点として充実する

4.家庭的保育事業の開始について検討

待機児童の解消を図ることを目的に保育ニーズに対する受け皿の増加として名張市が家庭的保育事業の開始計画を立てているのを受け開設に向け検討します。

推進項目	取組み内容
1. 家庭的保育事業の開設	名張市の計画により受託・開設を検討
検討	

3 - 5 . 総務課部門

(1)基本方針

法人組織の適切な運営を中心的に担い、執行機関としての役員等と連携して、財務管理や 労務・人事管理も含めた各部門の総合的な調整などの組織管理を行います。

平成 25 年度は、地域福祉を推進する中核的な団体として事業運営・経営のビジョンや目標を明確にし、その実現にむけた組織、事業、財務等に関する具体的な取り組みを明示した第 2 次発展強化計画を策定します。

また、住民とともに作り上げる福祉社会の構築に向け、改正した新しい会員制度や組織体制の確立に努めます。特に本年度は、平成26年度の役員改選に向けて組織構成会員の種別部会を発足し、理事及び評議員選出のルール化を図ります。

(2)重点目標

- 1.組織経営管理体制の強化に努めます。
- 2. 住民や福祉関係団体と協働した地域福祉推進に努めます。
- 3. 善意銀行の適切な運営を行います。
- 4.総合福祉センター管理運営事業に取り組みます。
- 5. 日本赤十字社名張市地区事業を進め住民との連携を図ります。

(3)取り組み内容

1.組織経営管理体制の強化

【法人運営事業・共同募金配分事業】

組織運営を行う中核として、財務管理や人事労務管理に取り組みます。また、計画的な財源の確保と収入の管理を行い、積極的な業務改善による経費の削減に努めます。

推進項目	取組み内容
1.適正な経営管理	理事会の開催と適正な運営
	評議員会開催と適正な運営
	監事監査の開催(年2回)
2.適正な事業運営	経営会議の運営
	業務改善等課題別委員会の設置
	保育園部門との連携による入退所児童数の徹底した管理
3.第2次発展強化計画の	経営会議による組織経営部門の検討
策定及び推進	プロジェクト委員会の運営及び進捗管理
4. 適正な財務・税務業務	顧問税理士の指導による適正な税務及び財務管理
の執行及び管理	適切な契約管理方法の確立
5. 新会計基準移行準備	平成 26 年度新会計基準移行にかかる研究、経理規程改正及
	び関係規程の見直しによる事務の効率化

	新会計基準及びシステム導入にかかる職員研修
6. 人事労務管理	社会保険労務士の指導による適正な人事労務管理の推進
	人事考課制度担当職員の配置による適正な運用管理
	人事考課制度にかかる考課者研修会及び意見交換会の実施
	職員研修の体系化及び階層別・課題別研修会の実施
	職員別専門研修内容の管理
7.法令遵守管理体制の	福祉サービスにかかる法令遵守管理体制の整備
整備	個人情報保護規程の遵守にかかる実務的マニュアルの整備
8.非常災害時の危機管理	非常災害時等における事業継続計画(BCP)の策定
	非常災害時の職員体制の見直し及び周知
9. リスク・マネジメント	苦情解決に関する規程に基づく報告手順等の確認
	事故発生時の対応とシステム整備
10. 広報啓発	広報作業部会を中心とした社協だより「ほほえみ」における
	積極的な情報発信
	ホームページを活用した情報公開と発信
	名張市社会福祉大会の開催と福祉功労者の顕彰
11.施設・財産管理	老朽箇所の修繕実施調整と駐車場等財産の維持管理

2. 住民や福祉関係団体と協働した地域福祉の推進

【法人運営事業】

地域住民や福祉関連分野のほか、地域福祉の推進に必要なあらゆる団体に参画していただき、住民と一緒に地域福祉を進めます。

推進項目	取組み内容
1. 社協会員の増強	新会員制度に沿った、新たな会員づくりの展開と会員の管理
	組織構成会員の種別会の企画と新選出規程の運用準備
	世帯会員の増強にかかる地域づくり組織への協力依頼
2.福祉団体の自立運営	福祉団体共同事務局運営にかかる職員の配置
支援	福祉団体事務に関する覚書に基づく自立運営の推進
	福祉団体共同事務局運営連絡会の開催
	福祉団体事務室の利用管理
3.とれたて名張	とれたて名張交流館運営協議会への参画
4.追悼式開催支援	各地域における追悼式挙行にかかる助成

3. 善意銀行事業

【善意銀行】

金銭や物品による善意の寄附を預かりし、支援を必要としている人たちのために積極的に 活用していきます。

推進項目	取組み内容
1.適正な運用管理	善意銀行運営委員会の開催
	配分事業の提案と検討
2.計画的な運用	地域の福祉活動や当事者家族会活動への助成
	災害の罹災者に対する見舞金の給付
	車いす無料貸し出し事業
	社協が実施する低所得者及び生活困窮者に対する支援事業

4.総合福祉センター管理運営事業

【総合福祉センター管理運営事業】

平成8年に開設した総合福祉センターは18年目を迎え、利用者にとって安心して日常的に利用していただくために、また福祉避難所としての機能を発揮していくためには大規模な設備修繕を確実に実施していくことは喫緊の課題となっており、市健康福祉政策室と連携し、次期指定管理の提案に取り組みます。また、総合福祉センターの来館者に対しスムーズで丁寧な対応をとおして、利用者のニーズに合った適切なサービスを提供します。

推進項目	取組み内容	
1.維持管理	設備の保守点検・修繕等による安全管理の徹底	
	大規模修繕実施の提案	
	環境美化活動の計画的実施によるセンター周辺の管理	
2.利用者意見の聴取	「ご意見箱」の運用による利用者ニーズの把握と利用者サー	
	ビスへの積極的な反映	
3.防災対策	防火管理委員会の開催及び消防計画に基づく防災訓練実施	
4.福祉避難所運営の受入	市担当部局との機能連携・役割分担の明確化	
体制整備		

5.日本赤十字社名張市地区事業

【法人運営事業】

日本赤十字社の地区事業を受け、担当職員を配置し、赤十字の災害救護や国際活動などに対する事業資金への協力を積極的に呼び掛け、住民の赤十字活動に対する理解を深めます。

推進項目	取組み内容
1.日本赤十字社名張市	赤十字運動月間における、住民への赤十字活動の周知と社資
地区事業	の募集
	社資募集にかかる地域づくり組織への協力依頼
	地域における赤十字講習会開催の促進
	名張市と連携した、迅速な罹災者への救援物資及び弔慰金の
	支給